む。次条第一項において同じ。）を受けた者である場合には、当該申請書の記載事項のうち同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画（以下単に「認定事業基盤強化計画」という。）の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

四　当該地域経済牽引事業を行おうとする者が前項ただし書の規定に基づき承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画

3　［略］

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が造船法第十一条第一項の認定を受けた者である場合には、当該申請書の記載事項のうち認定事業基盤強化計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

四　当該承認地域経済牽引事業者が前項ただし書の規定に基づき変更の承認の申請をする場合には、認定事業基盤強化計画

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一の備考２の次に次のように加える。

３　地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第11条第１項の認定（同法第12条第１項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、本申請書の記載事項のうち同法第12条第２項に規定する認定事業基盤強化計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

様式第二の備考２の次に次のように加える。

３　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が造船法第11条第１項の認定（同法第12条第１項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、本申請書の記載事項のうち同法第12条第２項に規定する認定事業基盤強化計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

［新設］

3　［略］

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　［略］

［新設］

○文部科学省令第四十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七ハ並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第五条第一項及び第四十五条の三第二項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日　　文部科学大臣　萩生田光一

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（第一条）	第一章　音の信号に係る接続の方法及び影像の固定に用いる光学的方法に係る基準（第一条・第一条の二）
第一章の二　音の信号に係る接続の方法及び影像の固定に用いる光学的方法に係る基準（第一条の二・第一条の三）	第二章　司書に相当する職員（第一条の三・第二条）
第二章　司書に相当する職員（第一条の四・第二条）	第二章の二～第八章　［同上］
第二章の二～第八章　［略］	第九章　業務規程の記載事項（第二十一条・第二十二条）
第九章　業務規程の記載事項（第二十条の二―第二十二条）	第十章～第十三章　［同上］
第十章～第十三章　［略］	附則
附則	［章を加える。］
第一章　放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）	
第一条　著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法第百十三条第二項に規定する送信元識別符号等をいう。）の提供を行わない措置とする。	